

# 京都府新・子育て支援計画（仮称）中間案（素案）

## I 計画の策定にあたって

### 1 計画改定の趣旨

- ・これまで、「京都府子育て支援新計画」（子ども・子育て支援法）及び「京都府少子化対策基本計画」（京都府少子化対策条例）に基づき、子育て支援や少子化対策の充実に努めてきたところであるが、今年度末で計画期間が期限を迎えることから、両計画を一本化して改定する。
- ・行政、府民、地域、企業等が取り組むべき「子育て環境日本一」に向けた方向性を示す「京都府子育て環境日本一推進戦略」（以下「推進戦略」という。）を令和元年9月に策定したところであり、両計画の改定にあたっては、推進戦略の方向性を踏まえ、今後5年間に取り組む具体的な施策の明確化を図る。
- ・子ども・子育て支援法に基づき、市町村が改定する子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや提供体制等を盛り込む。

### 2 計画の期間

令和2年4月から令和7年3月までの5年間

## II 現状と課題

- ・全国及び京都府の人口の推移
- ・データからみる京都府の少子化や子育ての現状
- ・京都府の少子化や子育ての課題

## III 計画の基本理念と基本的視点

### 1 計画の基本理念

出会い・結婚から妊娠・出産、子育て、保育・教育、就労に至る切れ目なく総合的な支援を行うことにより、次代を支える若い世代が結婚の希望を叶え、安心して子どもを産み育てることができる環境、子どもが健やかに育つことが喜びあえる社会の実現

### 2 計画の基本的視点

- ・次代を支える子どもの育成と、子育ての基本となるすべての家庭への支援
- ・出会い・結婚から妊娠・出産、子育て、保育・教育、就労に至る切れ目のない総合的な支援を社会全体の取組として推進
- ・子どもの権利の尊重、長期的視野に立った子どもの健全育成の推進
- ・京都府就業支援・人材確保計画や京都府住生活基本計画など、子育て支援や少子化対策に関連する他分野の計画等との連携

## IV 重点施策

- 1 子育てに対する意識や行動変容の促進
- 2 出会い・結婚の環境づくり
- 3 妊娠・出産の環境づくり
- 4 子育ての環境づくり
- 5 保育・教育の環境づくり
- 6 子どもが健やかに育つ環境づくり
- 7 社会的養護が必要な子どもへの支援

## V 重点施策体系

※太字・ゴシック体は令和2年度以降の新規・拡充施策  
下線は現行計画の策定時から令和元年度までの間に  
新たに開始した施策の追記

### 1 子育てに対する意識や行動変容の促進

#### (1) 子育てにやさしい風土づくりの推進

- ①オール京都で意識・行動変容を図るための取組を推進する仕組みの構築  
◇行政、経済団体、保育・教育関係団体等で構成する「きょうと子育て環境日本一サミット（仮称）」を設置し、府民全体で共有する「共同声明」を発信します。
- ②各地域が自発的に考え、行動する意識の高揚  
◇**新たに地域の子育て環境の充実度を「見える化」するためのツールを開発し、それを通じて小学校区や自治会などの各地域がコミュニティで考え、各地域で自発的に行動する意識を高めます。**

#### (2) 妊娠・出産・子育てにやさしい環境整備に向けた企業・経営者の意識の変容

- ①子育てにやさしい「職場づくり行動」運動の府内全域への展開  
◇「子育て企業サポートチーム」の企業訪問により、「子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言」の取組を進め、時間単位の年休取得や不妊治療に係る休暇、短時間勤務、子連れ出勤・コワーキング等の柔軟な制度導入と、男女がともに働きやすい職場環境づくりを進めます。
- ②ワーク・ライフ・バランスや多様な働き方を応援する職場環境の整備  
◇**企業の意識改革「ワークチェンジ塾」を開設し、経営者・男性社員などを対象にした意識改革の合同研修会を開催するとともに、男性社員の育児休業取得促進やワーク・ライフ・バランスを考慮した人事評価制度の導入を支援します。**
- ③男性の育児促進策の積極的展開  
◇ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業の先駆的な取組事例や子育て中の親の起業事例等、多様な働き方の情報を発信します。

#### (3) 若者の結婚や子育てに対する意識・行動変革

- ①人生設計を早期に考える機会の創出  
◇**若者向けの「ライフデザインカレッジ（仮称）」を創設し、若者が、就学、仕事、結婚、子育てなどのトータルの人生設計を早期に考えことができる環境を整備し、多様なライフデザインを自ら選択することができるよう、ワークショップや仕事と子育ての両立体験インターンシップなどの機会を提供します。**

◇出産、子育てを控えた社員を対象に、ワーク・ライフ・バランスや生活設計等を考える機会を創出します。

②学校と地域・NPO等が連携し、児童生徒が日常的に乳幼児とふれ合う機会の充実

◇次代を担う中学生・高校生が乳幼児と触れ合う体験等を通じ、家族の大切さや妊娠・出産・子育ての意義を学ぶとともに、ライフデザインの重要性を認識する機会を設けます。

◇子どもが医学的知見に基づく妊娠及び出産に関する知識を学ぶ機会を提供し、子どもが真に望むライフデザインの実現に寄与することを目的に、小・中・高等学校等に対して、産婦人科医師や助産師と連携して学習支援体制を整備します。

③思春期の保健対策の推進

◇児童・思春期に係る精神科専門診療による思春期対策を推進するとともに、性感感染症のまん延防止については、保健所において利便性やプライバシーに配慮した検査、相談を実施するほか、保健師による中学、高校等への出張講座などを通じ、予防、早期発見及び早期治療を推進します。

#### (4) 地域における「子育て」にあたたかい気運の醸成

①家族や地域の絆の重要性等について啓発の推進

◇家族や地域の絆が深められ、ふれあいの大切さを考えるきっかけづくりとなる取組を関係機関と連携・協力して引き続き推進します。

②家庭や地域社会における気運の更なる醸成

◇キャッチコピー等を活用し、子育て環境日本一推進戦略に基づいて、社会全体で子育てを応援する気運の醸成を図ります。

◇子育てにやさしい職場環境づくりに積極的に取り組む企業等を表彰し、広くその取組を顕彰します。

## 2 出会い・結婚の環境づくり

### (1) 結婚・生活支援体制の構築

#### ① 出会いや結婚を希望する者に対する支援

- ◇「きょうと婚活応援センター」に婚活情報を集約し、登録会員に対しSNSを活用した情報提供を行うなど、情報拠点としての体制を構築するとともに、市町村や経済団体等と連携した婚活支援の取組を進めます。

### (2) 結婚しやすい環境づくり

#### ① 婚活マスターや婚活支援団体への活動支援による身近な相談体制の構築

- ◇年齢や地域等幅広い層の婚活マスターの登録を推進し、結婚を希望する者の様々なニーズに応えるとともに、婚活マスターに対するフォローアップ等の研修やネットワーク化を図り、婚活マスターの活動を支援します。
- ◇様々な地域や分野で活動する結婚支援団体に対し、ネットワーク化を推進するとともに、婚活イベント開催時のアドバイスや広報等により、活動を支援します。

#### ② 婚活マスターや婚活支援団体への活動支援

- ◇従業員等の婚活支援を行う事業所等に「きょうと婚活応援センター」の団体会員として登録を促し、従業員を対象としたセミナー開催や団体会員同士の交流会の開催を支援します。

#### ③ 結婚支援と連携した若者の地域への定着の促進

- ◇東京等に設置している京都府の移住定住窓口において、京都府の結婚支援や子育て支援の情報を総合的かつ積極的に情報提供し、若者や子育て世代の京都への移住・定住を推進します。

### (3) 若者の結婚や子育てに対する意識・行動変革（再掲）

(略)

### 3 妊娠・出産の環境づくり

#### (1) 妊娠から子育てまでの包括支援

- ①きょうと子育てピアサポートセンターを核とした市町村子育て世代包括支援センター連携機能の強化
- ◇市町村の子育て世代包括支援センターの立ち上げ・運営支援を行い、全市町村への拡大やネットワーク化など、地域における妊娠から子育てまでの切れ目ない支援を実施します。
- ②虐待未然防止を見据えた産前及び産後における母子の支援体制の充実
- ◇**産後うつ**の予防や**新生児への虐待**予防の観点から、**産婦健康診査や産後ケア事業、地域の子育て経験者などが乳児家庭訪問を推進するとともに、産後ケア事業従事者への研修を充実します。**

#### (2) 母子保健医療提供体制の充実等

- ①相談体制や啓発を含めた、妊娠・出産・子育て期における母子保健体制の充実
- ◇望まない妊娠に係る相談を含め、妊娠・出産などに伴う悩みや健康不安等について、「妊娠出産・不妊ほっとコール」で助産師が電話や窓口相談に対応し、専門的な相談・指導や情報提供を行います。
- ②安心して出産ができる周産期医療提供体制やネットワークの充実
- ◇府立医科大学付属病院においてNICU(新生児集中治療室)を増床するとともに、京都第一赤十字病院、京都大学医学部附属病院に加えて「総合周産期母子医療センター」に指定するなど、周産期医療ネットワークを拡充します。
- ③小児救急の電話相談・受入体制の充実・強化
- ◇看護師や医師による急な子どもの病気等に係る電話相談体制の充実を図るとともに、小児科医によるオンコール対応も含め、地域の実情に応じた小児患者の救急受入体制を充実・強化します。
- ◇奨学金制度等を活用し、小児科医や産婦人科医等の地域の医療機関での従事を促進します。
- ④母子の健診等の充実・強化
- ◇乳幼児健診や妊婦健診の健診情報について、本人又は保護者がマイナポータルで閲覧可能になるよう、市町村に促します。

### (3) 不妊及び不育治療に対する支援

#### ①全国トップクラスの不妊治療等の支援の充実

◇**不妊治療に係る経済的な負担を軽減するため、特定不妊治療助成制度について、長距離の通院に要する交通費を一部助成する仕組みを構築し、全国トップクラスの不妊治療助成制度の更なる充実を図ります。**

#### ②身体的・精神的な相談から仕事との両立支援まで一元的な相談体制の充実

◇妊娠・出産などに伴う悩みや健康不安等について、「妊娠出産・不妊ほっとコール」で助産師が電話や窓口相談に対応し、専門的な相談・指導や情報提供を行うほか、仕事と不妊治療の両立を望む方や企業への助言を行います。

### (4) 妊娠及び出産の支援

#### ①若年がん患者等に対する生殖機能温存のための支援

◇将来子どもを産み育てることを望む小児、思春期・若年がん患者が、がん治療開始前に生殖機能温存療法により生殖機能を温存することで、将来に希望を持ってがん治療に取り組むことが出来るよう、生殖機能温存療法に要する費用に対する助成を行います。

#### ②妊娠及び出産の支援に係る情報提供の一元化

◇きょうと子育てピアサポートセンターのポータルサイトで、子育てのほか、妊娠・出産についても情報提供しており、SNSの活用等、各地の子育て支援情報の収集と提供の充実を図ります。

## 4 子育ての環境づくり

### (1) 子育てを支援する「場」の拡充・充実

- ①多様なニーズに対応できるよう、地域子育て支援拠点（子育てひろば）の多機能化等による支援体制を強化
  - ◇市町村と連携し、地域子育て支援拠点の多機能化を促進し、親子が気軽に集える場を確保するとともに、育児負担の軽減、母親のリフレッシュが図れるよう、身近なところで安心して乳幼児を一時的に預けられる場を拡充します。
- ②未就園児家庭の相談支援や預かり保育等の拡充
  - ◇保育所・幼稚園等を地域の支援拠点とし、未就園児家庭も安心して相談や預かり保育等ができる環境整備を促進します。
- ③親子の育ちを進める異世代交流や、文化・スポーツ・自然体験等を通じた学びの場の充実
  - ◇伝統産業や文化・スポーツ、自然に親しむ体験活動、NPOとの協働等による、地域での親同士や異年齢の子ども同士の交流、異世代交流等を推進します。

### (2) 地域の子育て力の強化

- ①子育て経験者や高齢者が、地域で子育て家庭を支援できる仕組みの充実
  - ◇「赤ちゃん応援隊」など子育て経験者や高齢者等による乳幼児がいる家庭への訪問活動、一時預かり保育の充実など、地域で子育て家庭を支援する仕組みを構築します。
- ②学校・家庭・地域が一体となった地域ぐるみの子育て支援体制の充実とそれに伴う地域の活性化のための取組の推進
  - ◇NPO等子育て支援団体、市町村、商店街、商工団体等と連携しながら地域コミュニティの活性化を進めるとともに、子育てに寄り添う地域づくりの取組について、子育て応援アプリ等を活用して広く情報発信します。
- ③子育て支援活動団体等への立ち上げ・活動促進の支援
  - ◇NPO等の立ち上げ支援やNPO等と協働した地域での自主的な子育て支援活動等を支援するとともに、地域の子育て支援活動を推進する人材の養成や、子育て支援の取組を行う府民や団体のネットワークづくりを推進します。
- ④命の尊厳や子どもを慈しみ育むことの大切さ等について啓発の推進
  - ◇命の尊厳や、家族の絆・人と人との絆の大切さ、子ども産み育てることの意義や素晴らしさ等についてホームページ等での啓発を充実します。



### (3) 安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる雇用環境の創出

#### ①育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備

◇妊娠、出産、育児休業等を理由とする不利益取扱や、職場におけるハラスメント対策を推進します。

#### ②ワーク・ライフ・バランスや多様な働き方を応援する職場環境の整備

◇「子育て企業サポートチーム」の支援や助成制度の活用等を通じて多様な働き方を応援し、実践企業の環境整備を促すとともに、多様な働き方を尊重する企業風土づくりを支援し、実践社員の拡大と定着を図ります。

◇女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定や「京都モデルワーク・ライフ・バランス企業認証」取得の支援により、男女がともに働きやすく、働きがいを感じる職場環境づくりを進めます。

#### ③若者の就職支援や定着支援

◇若者が結婚や出産を決めるにあたって、雇用の安定が重要であることから、若者の就職支援施策や若者の職場への定着支援に関する施策を実施します。

◇中小企業の人材確保と従業員の定着及び若者の負担軽減を図るため、従業員への奨学金返済負担軽減支援制度の更なる周知・普及を進めます。

#### ④結婚、出産を機に退職した社員に対する再就職支援

◇**地域子育て支援拠点等地域の身近な場所に、育児休業中の女性等が、子育てしながら早期に安心して復帰に向けた準備ができる環境を整備します。**

#### ⑤「京都府就業支援・人材確保計画」と連携

◇企業等への働きかけや支援制度の活用促進、地場産業の成長支援により、若者の早期離職・非正規雇用からの改善や、自らの働き方を実現できる就労環境を整備します。

### (4) 結婚から子育て、子どもの成長に適した暮らし方ができる住宅づくりの推進

#### ①子育てに優しい良質な住宅の確保や、多様な居住環境の整備の促進

◇子育て世代や新婚世帯を対象にした府営住宅への優先入居制度を拡充するとともに、公園や府営住宅の集会所等を子どもが安心して集える場としての活用を促進します。また、民間賃貸住宅における住宅セーフティネットの取組を促進し、子育て世帯及び新婚世帯が安心して暮らせる住宅を確保します。

◇府営住宅の子育て世帯向けの改修を進めるとともに、大規模団地の建替えにあたっては、子育て支援施設の併設を推進します。

②結婚・子育て世帯等の住宅取得等に係る経済的負担の軽減

◇新婚世帯、多子世帯、三世代同居・近居支援のため、住宅取得等に係る経済的支援等により、子育てに適した住環境整備の促進と負担軽減を図ります。

③「府住生活基本計画」と連携

◇京都府住生活基本計画に目標として位置付けている「社会全体での子育て支援に向けた住環境の整備」の実現に向けた各施策との連携を図ります。

## 5 保育・教育の環境づくり

### (1) 保育・教育の一体的提供と子育て環境の充実

- ①地域のニーズに対応した受け皿確保のため、市町村と連携した計画的な施設整備等の推進
  - ◇待機児童の解消や地域ニーズに基づいた保育所・認定こども園・幼稚園等の整備を進めるとともに、小規模保育事業や家庭的保育事業等きめ細やかな取組を一層推進します。
  
- ②多様な保育ニーズに対応できる環境の整備促進
  - ◇**共働き世帯の増加等によるニーズの高まる病児・病後児保育の市町村域を超えた病児保育の広域利用等受入体制の拡大を図ります。**
  
- ③全ての子育て世帯を対象とした多種多様な子育て支援サービスの充実
  - ◇就学児家庭、未就学児家庭含め、全ての子育て世帯が安心して子育てができる環境整備のため、市町村と連携した多様な保育サービスの提供や地域生活支援拠点や保育所・幼稚園等を拠点とした相談等の体制強化を促進します。

### (2) 保育人材等の確保・質の向上

- ①保育ニーズに対応した保育士・幼稚園教諭等の人材確保や保育の質の向上
  - ◇**保育人材の確保や定着支援を一層促進するため、労務等のアドバイザーの巡回支援等による保育所・認定こども園等での就業環境の整備促進、養成校等への働きかけや府域でのマッチングを推進します。**
  - ◇市町村や関係団体等とも連携し、学生に保育士や府内の保育所等の魅力を伝える取組強化や教育・保育経験者の再就業や定着のための支援を行います。

### (3) 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施

- ①子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保
  - ◇幼児教育・保育の無償化開始による子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るため、市町村等と連携した給付や監査等を推進します。
  
- ②企業主導型保育含む認可外保育施設等への指導・監査の強化
  - ◇**保育の質を確保するため、認可外保育施設の保育士に対する研修の充実等により資質向上を図るとともに、市町村等とも連携し、指導・監査の強化のための取組を進めます。**

#### (4) 総合的な放課後児童対策の充実・拡充

- ①「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえた、市町村における受け皿整備に対する支援
- ◇**放課後対策の実施主体である市町村が、「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ待機児童解消のため、地域で必要な受け皿の整備が進められるよう支援するとともに、放課後児童クラブの質の向上・機能強化を図ります。**
- ②放課後児童クラブや放課後子ども教室の連携促進や、福祉部局と教育委員会との連携強化による取組の推進
- ◇**発達障害等特別な配慮を要する児童が増える中、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごせるように、市町村や教育委員会とも連携し、対応策の検討を進めます。**
- ③放課後児童支援員等の育成・確保と更なる資質の向上
- ◇放課後児童クラブの整備等に伴い、市町村が必要とする人材が確保できるよう、放課後児童支援員の研修充実による人材育成や、指導員に加え、多彩な活動・運営を支える人材の育成・確保等への取組を促進します。

#### (5) 幼児教育の推進体制の拡充

- ①幼児教育・保育の質の向上のため、幼児教育に関わる人材の育成・確保や市町村や施設を支援する体制の整備促進
- ◇**幼児教育アドバイザーを配置し、幼児教育・保育の質の向上を図り、幼稚園等から小学校への円滑な接続を実現するとともに府内の幼児教育の拠点となる幼児教育センターの設置を進めます。**

#### (6) 子育て世帯等の経済的支援

- ①子育てに係る保護者の経済面の負担感を減らすための施策や多子世帯等の支援の充実
- ◇幼児教育・保育料の無償化、高校生の通学費補助等、子育て世帯の経済的負担を軽減します。
  - ◇兄弟姉妹の年齢に関わらず、第3子以降がいる世帯の負担軽減のため、幼児教育・保育の無償化制度の対象外となる副食費の軽減措置を実施します。
  - ◇子育て支援医療助成制度を通じ、子育て世帯の医療費負担への不安を軽減します。
  - ◇私立高等学校等の授業料の負担軽減等を実施するとともに、大学生等を対象とした給付型の奨学金制度等の充実を図り、子育て世帯の教育費の負担を軽減します。

## 6 子どもが健やかに育つ環境づくり

### (1) こころとからだの健やかな成長促進

#### ①子どもの自主性、社会性を育む取組の推進

- ◇中学生や高校生が、京都文化を再発見するとともに世界へ発信する取組を通じて、国際交流に興味を抱き、将来、広い世界観と国際的な視野を有した若者となっていくことを目指します。
- ◇府立青少年海洋センターなど青少年健全育成施設を活用し、自然体験活動をはじめ地域や海外との交流を通じた多様な世代や価値観に触れる機会を創出します。

#### ②少人数教育の実施等、こころの健やかな成長のための環境の整備

- ◇「子どものための京都式少人数教育」を推進することで、確かな学力の定着はもとより、一人ひとりの子どもの心のケアを実施します。
- ◇スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザーの充実、不登校やいじめ問題等に対応する24時間の電話相談などを推進します。また、不登校児童生徒支援の拠点となる教育支援センターの機能強化・拡充を進めます。

#### ③子どもの効果的な体力向上の取組推進等による健やかなからだづくり

- ◇幼児期から楽しく体を動かす習慣を身に付けさせることができるよう、効果的な体力向上の取組に努めます。

#### ④豊かな心を育てる

- ◇小学校・中学校・高等学校の成長発達段階に応じ、職場見学・職場体験・インターンシップなどを推進し、働くことの意義や大切さを実感できる取組を進めます。

#### ⑤「京都府教育振興プラン」と連携

- ◇歴史と伝統にはぐくまれたふるさと京都が持つ様々な力を活かした京都府ならではの教育を進めます。

### (2) 子どもの安心・安全の確保

#### ①安心して子どもが遊べる公園や子育てひろば等の確保、子どもと一緒に外出できるバリアフリー施設の充実

- ◇地域の身近な場所において、子どもたちの居場所として、安心・安全に集い、遊べる場や機会を全ての小学校区に設置・創出します。
- ◇子どもと一緒に外出できるよう、授乳室の整備や幼児用トイレなど子育てバリアフリー施設を充実します。

②登下校防犯プラン及び未就学児等の交通安全緊急対策に関する施策

◇G I Sを活用した交通事故の発生原因等の多角的な分析に基づき、原因別に重点を絞った街頭活動の展開や自転車通行帯、歩道等の道路交通環境の整備等、地域の交通実態に即した交通事故防止対策を進めます。

◇日常生活の中で防犯活動への参加機会を増やす「ながら防犯パトロール」など、登下校時を中心とした子どもを見守る目を増やす取組を推進します。

③自転車の安全利用の促進

◇全ての小・中学校等において自転車運転の危険性を認識させる手法も含めた参加・体験型等の自転車交通安全教室を開催するなど、自転車の安全利用を促進します。

④「府交通安全計画」と連携

◇これまでの施策の深化はもちろん、交通安全の確保に資する先端技術の積極的な取組により、交通事故のない社会の実現への大きな飛躍と世界をリードする交通安全社会を目指します。

⑤子どもの命を守るセーフティネットの充実

◇健診未受診等で所在が確認できない児童等については、市町村において早期の状況把握・所在確認を行い、迅速な対応が行えるよう必要な支援を行います。

⑥身近な相談体制の充実・質の高い相談事業の展開

◇総合的・専門的な相談機関である家庭支援総合センターを中核とし、南部・北部家庭支援センターとも連携した府域全体の相談体制の強化を図ります。

⑦様々な事情を有する子どもへの支援を充実

◇ひきこもりの悩みを抱える青少年に対し、訪問支援等や自立支援を推進するとともに、ひきこもり当事者のケアを行う取組を推進します。また、教育機関と連携を強化し、不登校からのひきこもり未然防止を図ります。

◇非行少年等立ち直り支援チーム（ユース・アシスト）による寄り添い型支援を行うなど、非行・再非行の防止を図ります。

(3) 障害のある子どもへの支援の充実

①発達障害の早期発見・早期療養のための支援策の充実や体制整備

◇年中児スクリーニング（5歳児健診）を引き続き市町村と連携しながら実施するとともに、発達障害児の初診待機期間が長期化している状況を踏まえ、医療提供体制の強化や支援の充実に取り組みます。

②医療的ケア児等配慮が必要な子どもへの支援

◇医療的ケア児について、保健・医療・福祉・保育教育等関連分野が連携し、周産期医療機関等から在宅に向けた治療・療養まで一貫した支援体制を構築し、家族に対するレスパイト対策の充実など、福祉サービスを拡充します。

③障害児入所施設に係る小規模グループケアの推進、地域での支援の提供等

◇児童発達支援センターを中心に、保育所等訪問支援を府内全域において利用できる体制の構築を目指します。

④福祉・保育・教育などの関係機関が一体となり乳幼児期から学校卒業までの一貫した支援体制の充実

◇重症心身障害児・医療的ケア児が身近な地域で児童発達支援や放課後等デイサービス事業を受けられるよう、地域における課題の整理や地域資源の開発、人材育成等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

⑤「府障害者基本計画」「府障害福祉計画・府障害児福祉計画」と連携

◇障害児通所支援の体制整備にあたり、保育所や認定こども園等の子育て支援施策との連携を図るとともに、障害児の支援並びに健全な育成を進めるため、子育て支援や促進医療担当部署との連携体制を確保します。

(4) ひとり親家庭等への支援の充実

「京都府子どもの貧困対策検討会」の議論を踏まえて作成

①地域と学校が連携し、貧困など家庭環境が厳しい子どもに対する支援を拡充

②ひとり親家庭の貧困の連鎖を防止する一体的な生活支援や学習支援の実施

③生活困窮家庭やひとり親家庭の子どもへの居場所づくりの実施

④母子家庭等の親に対する経済的自立のための就労支援の推進

⑤「府子どもの貧困対策推進計画」と連携

◇すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現に向けた教育、生活、経済的な支援等の施策を総合的・効果的に推進します。

## 7 社会的養護が必要な子どもへの支援

「府子育て支援審議会社会的養護部会」の議論を踏まえて作成

- ①里親等への委託の推進
- ②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進
- ③児童養護施設等退所児童等の社会的自立に向けた支援の充実
- ④特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築
- ⑤当事者である子どもの権利擁護の充実
- ⑥市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた支援の実施
- ⑦児童相談所及び一時保護所の体制強化

## VI 数値目標

関連施策の実施状況や対策の効果等を検証するため、数値目標を設定